

令和6年度 公益目的支出計画実施報告書

令和6年度の公益目的支出計画実施報告書の内容は、次のとおりです。

岡山県トラック協会は、平成25年4月1日に社団法人から一般社団法人へ移行しましたが、公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、事業年度毎に移行法人として、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類（以下、「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成し、監事による監査を受け、理事会の承認を受けた後、通常総会において報告し、6月末までに岡山県に提出する必要があります。

提出する書類は、公益目的支出実施計画報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書（損益計算書）、事業報告及びこれらについての監事の監査報告です。

1 令和6年度公益目的支出計画実施報告書の内容（R6.4.1～R7.3.31）

(1) 公益目的財産額 (岡山県からの平成25年7月3日付け、財産額確定通知による)	財産額 3,812,158,508円 (算定日 平成25年3月31日)
(2) 当該事業年度の公益目的収支差額 (①+②-③)	399,725,608円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	391,258,932円
②公益目的支出の額	454,973,822円
③実施事業収入の額	446,507,146円
(3) 当該事業年度末日の公益目的財産額	3,412,432,900円
(4) (2) で記載した額が計画した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	
公益目的支出の額が計画見込額と比較して減少したが、協会助成事業の一定の進捗などから申請額が減少し、当協会の助成事業費が減少したことが主な理由である。 安全で確実な輸送体制の整備のため、今後とも実施事業の充実を図る予定であるが、公益目的収支差額の計画額との差が大きく、今後の実績次第では変更認可申請を行うことも検討する必要があると考えている。	

2 公益目的支出計画の状況

(1) 公益目的支出計画の実施期間	30年間
(2) 公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日	令和25年3月31日

監 査 報 告 書

一般社団法人岡山県トラック協会
会 長 遠 藤 俊 夫 殿

私たち監事は、法令及び定款の定めに基づき、一般社団法人岡山県トラック協会（以下、「当協会」という。）の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の監査を実施したので、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事会及びその他の会議に出席し、理事からその職務の執行状況についての報告を聴取し、また、当協会の事務所において、帳簿並びに重要な書類等を閲覧するとともに、事業報告及び計算書類等並びに公益目的支出計画実施報告書を受領してその説明を受け、これらについての検討を行いました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果については

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書の監査結果については

計算書類及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書は、当協会の財産、損益及び公益目的支出計画の実施の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上

令和7年 4月 28日

一般社団法人岡山県トラック協会

監 事 陰 心 智 行 
監 事 山 本 浩 二 
監 事 山 本 哲 之 進 